

石岡市における 要介護(要支援)認定申請 について

令和7年3月19日
石岡市福祉部
介護保険課

もくじ

- 3P 根拠法令
- 4P 要介護(要支援)更新申請の電子申請
- 5-10P 適切な要介護認定申請をお願いします
(更新申請にて著しく介護度が軽くなった場合の取扱い)
- 11-12P がん末期にある申請者への配慮
- 13P 介護保険被保険者証のお取り置き
- 14P 更新申請書類のお取り置き
- 15P 主治医意見書について

根拠となる法令等について

- 介護保険法
- 介護保険施行規則
- 石岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 介護支援専門員 倫理綱領・行動規範（一盤社団法人日本介護支援専門員協会）
- 厚生労働省通知

※法令を原則とした運用を行い、なるべくローカルルールは作らないようにします。

要介護（要支援）更新申請の電子申請

「ぴったりサービス」を利用して、申請者（代理申請者を含む）のマイナンバーを利用して、電子申請ができるようになりました。

更新申請通知の二次元コードから申請できます。



※高額介護（予防）サービス費の支給申請も、ぴったりサービスで申請できます。ご利用できるサービスは順次増える予定です。

介護認定事務の運用について

市町村は、介護の必要度が低下し、現に認定されている要介護状態区分に該当しなくなると認める時には、被保険者の変更申請を待たず職権により、区分の変更の認定を行うことが適当とされています。

例えば、更新申請の結果、要介護度が著しく下がった場合（概ね3段階、非該当を含む）、更新認定は却下され、変更申請として取り扱います。この場合、認定の有効期間開始日は認定日（審査会翌営業日）となります。

※認定日が、認定有効期間満了日以降の場合には、有効期間開始日は認定有効期間満了日の翌日となります。

介護保険法 第28条・30条・33条

介護保険法施行規則 第38-41条・44条・52-55条

平成11年8月3日全国担当課著会議資料No.5

介護認定事務の運用について

(例) 要介護4の被保険者（有効期間満了日が令和6年3月31日）が2月4日に更新申請した。

2月27日の認定審査会で要支援2となった。

	通常の更新申請	職権での変更申請
有効期間開始日	令和6年4月1日	令和6年2月28日
有効期間	3～36カ月	3～12カ月
申請区分	更新申請	変更申請
認定日	令和6年2月28日	令和6年2月28日

2月28日から要支援2でのサービス計画・給付管理（・介護予防支援契約）が必要です。

介護認定事務の運用について

(例) 要介護4の被保険者（有効期間満了日が令和6年3月31日）が2月4日に更新申請した。

4月5日の認定審査会で要支援2となった。

	通常の更新申請	職権での変更申請
有効期間開始日	令和6年4月1日	令和6年4月1日
有効期間	3～36カ月	3～12カ月
申請区分	更新申請	変更申請
認定日	令和6年4月6日	令和6年4月6日

認定日が、認定有効期間満了日以降の場合、有効期間開始日は認定有効期間満了日の翌日となります。（認定期間は途切れない）

4月1日から要支援2でのサービス計画・給付管理（・介護予防支援契約）が必要です。

介護認定事務の運用について

なぜこのような職権変更を行うかということ…

- ①適切な要介護等状態区分での介護給付費の算定
- ②適切な要介護等状態区分での利用者負担
- ②適切な、税金と介護保険料の利用

現状と大きく異なる要介護等状態区分による給付は、利用者様・被保険者・市民に不利益を生じるおそれが高いからです。

介護認定事務の運用について

1日付だと思っていた更新申請結果が、月末に、急に軽い介護度を出されては、介護支援専門員も事業所も困ってしまいます。何より、利用者様に十分な説明やアセスメントを行うことができないおそれが生じます。

しかし、要介護等状態区分の軽度化は、ケアマネジメントの中で、ある程度予測がつくと考えています。また、一次判定を介護支援専門員にお伝えすることはしていません。利用者本人や家族にお伝えすることはありません。

そのため、このようなケースの場合、介護支援専門員は認定日あるいは利用者様宅で被保険者証を提示して頂いた時に結果を知ることになります。

介護認定事務の運用について

高齢者は体調が変動しやすく、また、手厚いサービスを利用しているからこそ良い状態が維持できるという状況も理解できます。介護認定の審査判定までに30日以上かかり、結果をお待たせしてしまっている現状も改善しなくてはと考えています。

ただ、限られた社会資源（サービス）・財源（介護保険料）を適正に利用しなければ、介護保険制度は持続不可能です。

利用者様や石岡市民のために、介護保険の理念・原則をご理解いただき、適切な要介護等状態区分の管理をお願いします。

がん末期にある申請者への配慮

厚労省通知※にて、がん末期等の方で、介護サービスの利用について急を要する場合は、適切な要介護認定を行うよう記載されています。

※平成22年4月30日老健局老人保健課事務連絡「末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について」

がん末期にある申請者への配慮

石岡市の介護認定審査会では、主治医意見書に「末期がん等」の明示を確実にすることが望ましいとしています。逆に、「末期がん等」の明示がなければ迅速な審査（直近の審査会での審査）ができません。

※申請書への「がん末期」の記載は、必須ではありません。

介護保険室では主治医意見書に添付する文書を用意してありますので、がん末期にある利用者様の申請代行時には情報提供をお願いいたします。

介護保険被保険者証のお取り置き

下記の場合、認定審査後の被保険者証の取り置きをします。

- ①居宅サービス計画作成届等を提出済みである（申請中も可）
- ②利用者様・ご家族に、一時預かりの了解を頂いている

審査会当日の17時15分までにご連絡ください。

更新申請書類のお取り置き

※事情により本人宛の郵送が難しい場合は、「送付先変更届」による宛先変更が原則です。

下記の場合、更新申請書類一式の取り置きをします。

- ①居宅サービス計画作成届等を提出済みである
- ②利用者様・ご家族に、更新代理申請の了解を頂いている

更新通知送付予定の月末2営業日前までにご連絡ください。

主治医意見書について

【原則】

新規・変更申請：介護保険室から郵送

更新申請：申請書とともに自宅に郵送

【例外】

医療機関	申請区分	対応
杉並クリニック	新規・変更	患者様が窓口を持参
水戸医療センター	新規・変更	患者様が窓口を持参
田中クリニック	新規・変更	患者様が窓口を持参

特に、八郷庁舎・郵送申請の際にはご考慮ください。